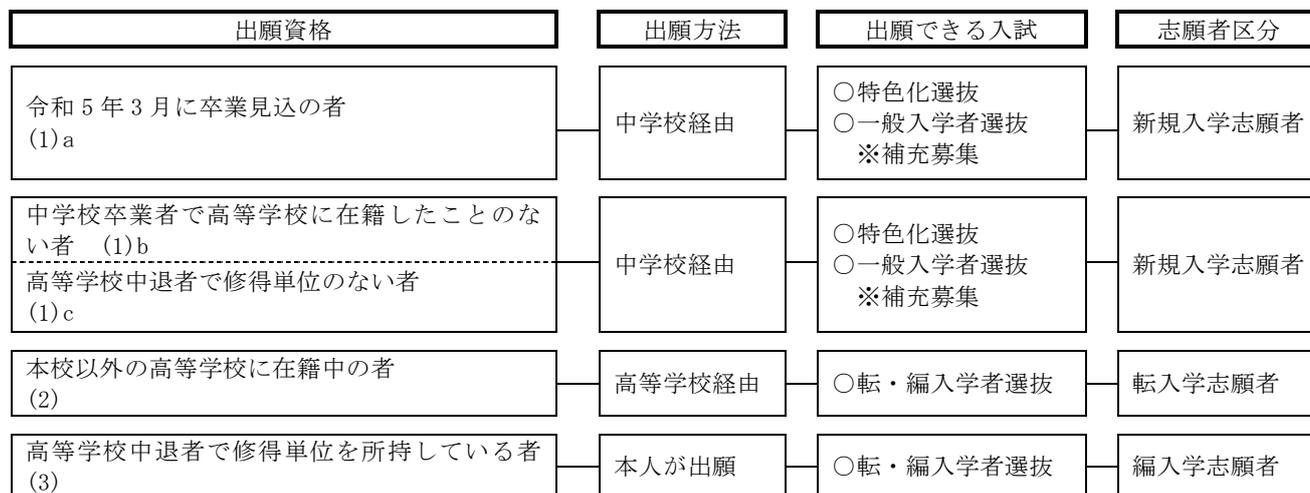


出願できる選抜入試及び志願者区分の概要

| 志 願 者 (資 格) | | | 出 願 方 法 | |
|-------------|---------|---|-----------------------------|--------------------------|
| (1) | 新規入学志願者 | a | 令和5年3月中学校を卒業見込の者 | 中学校関係者が 来校し直接出願 する |
| | | b | 中学校を卒業した者で高等学校に在籍したことの無い者 | |
| | | c | 中学校を卒業し、高等学校を中退した者で単位修得がない者 | |
| (2) | 転入学志願者 | 本校以外的高等学校に在学しており、本校転入学の理由が明確であると本校校長が認めた者 | | 高等学校から出願する |
| (3) | 編入学志願者 | 本校以外的高等学校に在籍したことがある者で、修得単位を有する者 | | 志願者が来校し直接出願する |



転・編入学者選抜（4月入学）

1 募集人員

| 学科・コース | 募集人員 |
|----------------------------|-------|
| 全日制課程 総合学科 アドバンス（発展）コース | 女子若干人 |
| 全日制課程 総合学科 マスター（標準）コース | 女子若干人 |

2 出願資格

令和8年3月卒業が見込める者

(1) 転入学志願者

本校以外の高等学校に在学しており、本校への転入学の理由が明確であると本校校長が認めた者

(2) 編入学志願者

本校以外の高等学校に在籍したことがあり、修得単位を有する者

3 出願手続

令和5年3月9日（木）から3月16日（木）午後4時までの間に、下記4に該当する志願書類を本校校長に提出すること。ただし、転入学志願者は、事前に転学照会が必要であるため、出願期間に間に合うように余裕をもって手続きをすること。

（受付時間は、平日の午前9時から午後4時30分とする。）

4 志願書類 (1) 転入学志願者（高等学校からの出願による）

ア 在籍する高等学校長は、転学照会期間（令和5年3月7日（火）～3月14日（火）午後4時まで）中に、次の書類を提出すること。

(ア) 転学照会

(イ) 在学証明書（休学中の転学はできない）

(ウ) 単位修得・成績証明書（本校校長が定める様式）

イ 本校校長が、転入学志願者として受検を許可した場合、転入学志願者は、在学する高等学校長を経由して、次の書類等を本校校長に提出すること。

(ア) 入学願書（本校校長が定める様式、転・編入学者選抜4月入学）

(イ) 志願理由書（本校校長が定める様式）

(ウ) 入学選考料（3,700円 現金にて納付）

(2) 編入学志願者（志願者本人の出願による）

編入学志願者は、志願者本人（または代理人）が、次の書類等を本校校長に提出すること。

(ア) 入学願書（本校校長が定める様式、転・編入学者選抜4月入学）

(イ) 志願理由書（本校校長が定める様式）

(ウ) 単位修得・成績証明書（本校校長が定める様式）

前籍校に証明書作成を依頼し、厳封された状態で提出すること。

(エ) 入学選考料（3,700円 現金にて納付）

5 第 2 志 望 アドバンスコースの志願者のみマスターコースの第2志望を認める。マスターコースの志願者はアドバンスコースの第2志望はできない。

6 学 力 検 査 及 び 面 接 転・編入学者選抜（4月入学）においては、志願者全員に学力検査及び面接を行う。

(1) 学力検査

中学校修了程度の国語、数学、外国語（英語）について行う。なお、外国語（英語）のリスニングテストは行わない。

(2) 検査日時 令和5年3月22日（水）午前9時

| | |
|-----------|---------------------|
| 点 呼 ・ 注 意 | 9 : 1 0 ~ 9 : 2 0 |
| 学 力 検 査 | 9 : 3 0 ~ 1 1 : 2 0 |
| 面 接 | 1 1 : 4 0 ~ |

(3) 検査場 本校検査会場

7 合格者発表 令和5年3月22日（水）午後4時

8 合格者登校 令和5年3月27日（月）午後1時までには保護者同伴のうえ出校すること。入学手続、入学式等について説明する。

9 災害被災者の入学選考料免除 大規模災害（令和3年8月11日からの大雨による災害、令和2年7月豪雨災害、令和元年台風第19号による災害、平成30年7月豪雨災害、平成29年7月九州北部豪雨、平成28年熊本地震による災害及び東日本大震災をいう。）の被災者は、入学選考料が免除されるので、必要な書類や手続きについて、問い合わせること。

10 身体に障害がある受検者等への配慮事項 身体の障害や発達障害等のため、通常の方法により受検することが困難と認められる者が志願する場合は、令和5年3月7日（火）までに本校校長に申し出ること。

申し出た者のうち、通常の方法では、受検が困難と認められる者については、障害等の種類や程度等を勘案し、あらかじめ特別受検室を設けるなど検査方法、検査場等について適切な措置を講じるものとする。